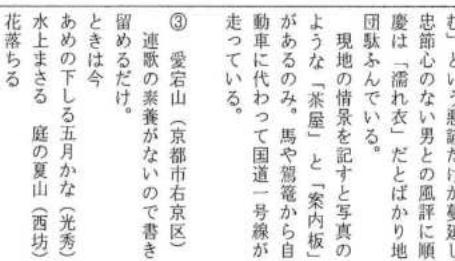
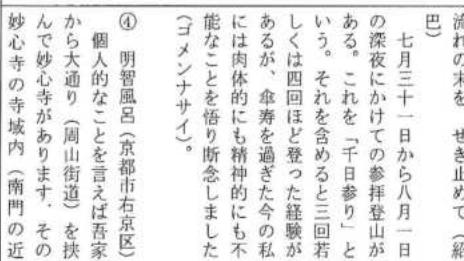




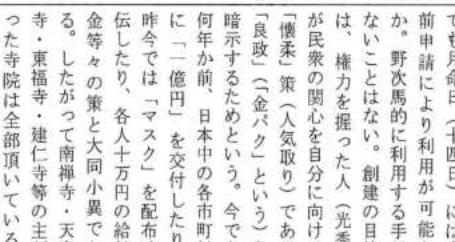
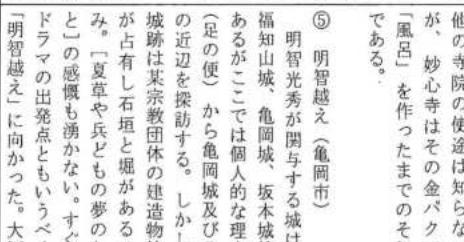
④ 明智風呂 (京都市右京区)



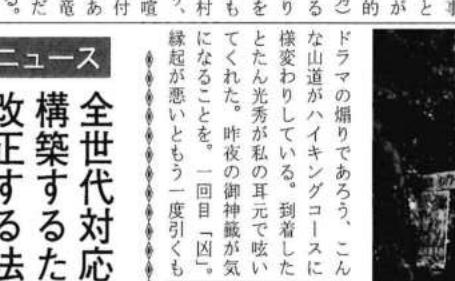
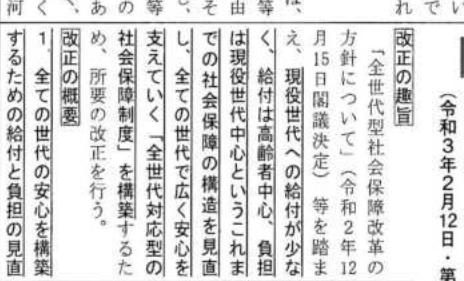
② 洞ヶ峠 (八幡市・枚方市)



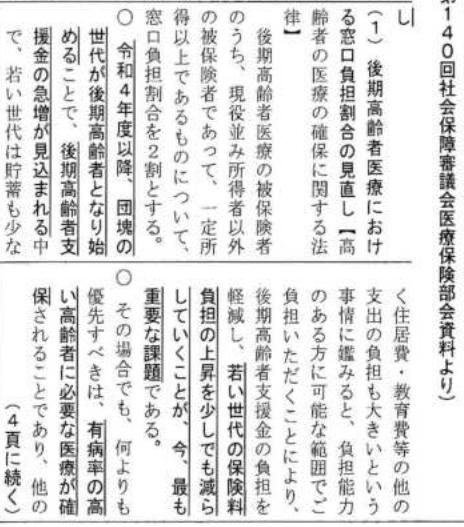
③ 愛宕山 (京都市右京区)



④ 水上まさる 庭の夏山 (西坊)



⑤ 妙心寺 (京都市右京区)



⑥ 明智越え (亀岡市)

いるので完全な平地ではないが。写真参照)。この地の地勢は東側から男山が、西側から天王山が張り出して「狭地」となっている。したがって大軍の秀吉軍(四万)に対して小軍の光秀軍(一万六千)でも対等に戦えると予測(作戦を立てる)していたのである。その上、東側・大和郡山から簡井順慶軍(光秀の子を養子にしている)、西側・丹後宮津から細川忠興軍(ガラシャ道路や丹後縦貫道路での事故を立てる)して、いたのである。結果は両者の支援はなく

光秀軍の惨敗と相成りました。歴史に「タラ」「レバ」は禁句ではあるが両者が加勢してからかく人情的にはよくわかる。结果は両者の支援はなく

光秀軍の惨敗と相成りました。前記大山崎の戦況を峠の上ではあるが両者が加勢してからかく人情的にはよくわかる。结果は両者の支援はなく

はこの合戦が光秀軍に有利に推移していると見えた時は峠は「斥候」にやらせていたのだと考え直しました。この世に「洞ヶ峠を決め込む」という懸念だけが蔓延し忠節心のない男との風評に順慶は「濡れ衣」だとばかり地団駄ふんでいる。

現地の情景を記すと写真のような「茶屋」と「案内板」があるのみ。馬や駕籠から自動車に代わって国道一号線が走っている。

他の寺院の使途は知らないが、妙心寺はその金パクで金等々の策と大同小異である。したがって南禅寺・天童寺・東福寺・建仁寺等の主たつた寺院は全部頂いている。

ドラマの煽りであろう、「こんな山道がハイキングコースに」とか「風呂」が駄目だとか「野次馬的に利用する手がないことはない。創建の目的が、権力を握った人(光秀)が民衆の関心を自分に向ける「懷柔」策(人気取り)であり、「良政」(金パク)という)を暗示するためという。今でも月命日(十四日)には事前申請により利用が可能となる。それだけキバシティーが必要だったのが真相である。今まで月命日(十四日)には事前申請により利用が可能となることを。(回目「凶」)。(本能寺)か、南方(岡山方)にならぬこと。」(能登寺)か、南北(岡山方)かは誰れにも言つていいことにならぬこと。」(能登寺)か、南北(岡山方)かは誰れにも言つていいことにならぬこと。

（4頁に続く）

ニュース

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案が成立

(令和3年2月12日・第140回社会保障審議会医療保険部会資料より)

改正の趣旨

「全世代型社会保障改革の方針について」(令和2年12月15日閣議決定)等を踏まえ、現役世代への給付が少な

く、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心といふこれまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく「全世代対応型の社会保険制度」を構築するため、所要の改正を行う。

○ 令和4年度以降、団塊の世代が後期高齢者となり始めることで、後期高齢者支援金の急増が見込まれる中

で、若い世代は貯蓄も少な

く住居費・教育費等の他の支出の負担も大きいといふ

こと。

支出に鑑みると、負担能力のある方に可能な範囲で

こと。

後期高齢者支援金の負担を軽減し、若い世代の保険料負担の上昇を少しでも減らすことにより、

していくことが、今、最も重要な課題である。

(3) 高齢者の所得基準
約8・3万円→約10・9万円
世代と比べて、高い医療費、低い収入といった後期高齢者の生活実態を踏まえつつ、窓口負担割合の見直しにより必要な受診が抑制されるといった事態が生じないようにすることができる。
【① 窓口負担の所得基準】
課税所得が28万円以上(所得上位30%)
【② 傷病手当金の支給期間】
傷病手当金について、出勤に伴い不支給となつた期間がない。
【③ 傷病手当金の支給期間】
傷病手当金について、出勤に伴い不支給となつた期間がない。

うな措置を導入
(※) 窓口負担の年間平均が約8・3万円→約10・9万円
世代と比べて、高い医療費、低い収入といった後期高齢者の生活実態を踏まえつつ、窓口負担割合の見直しにより必要な受診が抑制されるといった事態が生じないようにすることができる。
【① 窓口負担の所得基準】
課税所得が28万円以上(所得上位30%)
【② 傷病手当金の支給期間】
傷病手当金について、出勤に伴い不支給となつた期間がない。
【③ 傷病手当金の支給期間】
傷病手当金について、出勤に伴い不支給となつた期間がない。

うな措置を導入
(※) 窓口負担の年間平均が約8・3万円→約10・9万円
世代と比べて、高い医療費、低い収入といった後期高齢者の生活実態を踏まえつつ、窓口負担割合の見直しにより必要な受診が抑制されるといった事態が生じないようにすることができる。
【① 窓口負担の所得基準】
課税所得が28万円以上(所得上位30%)
【② 傷病手当金の支給期間】
傷病手当金について、出勤に伴い不支給となつた期間がない。

うな措置を導入
(※) 窓口負担の年間平均が約8・3万円→約10・9万円
世代と比べて、高い医療費、低い収入といった後期高齢者の生活実態を踏まえつつ、窓口負担割合の見直しにより必要な受診が抑制されるといった事態が生じないようにすることができる。
【① 窓口負担の所得基準】
課税所得が28万円以上(所得上位30%)
【② 傷病手当金の支給期間】
傷病手当金について、出勤に伴い不支給となつた期間がない。

うな措置を導入
(※) 窓口負担の年間平均が約8・3万円→約10・9万円
世代と比べて、高い医療費、低い収入といった後期高齢者の生活実態を踏まえつつ、窓口負担割合の見直しにより必要な受診が抑制されるといった事態が生じないようにすることができる。
【① 窓口負担の所得基準】
課税所得が28万円以上(所得上位30%)
【② 傷病手当金の支給期間】
傷病手当金について、出勤に伴い不支給となつた期間がない。

うな措置を導入
(※) 窓口負担の年間平均が約8・3万円→約10・9万円
世代と比べて、高い医療費、低い収入といった後期高齢者の生活実態を踏まえつつ、窓口負担割合の見直しにより必要な受診が抑制されるといった事態が生じないようにすることができる。
【① 窓口負担の所得基準】
課税所得が28万円以上(所得上位30%)
【② 傷病手当金の支給期間】
傷病手当金について、出勤に伴い不支給となつた期間がない。

うな措置を導入
(※) 窓口負担の年間平均が約8・3万円→約10・9万円
世代と比べて、高い医療費、低い収入といった後期高齢者の生活実態を踏まえつつ、窓口負担割合の見直しにより必要な受診が抑制されるといった事態が生じないようにすることができる。
【① 窓口負担の所得基準】
課税所得が28万円以上(所得上位30%)
【② 傷病手当金の支給期間】
傷病手当金について、出勤に伴い不支給となつた期間がない。

うな措置を導入
(※) 窓口負担の年間平均が約8・3万円→約10・9万円
世代と比べて、高い医療費、低い収入といった後期高齢者の生活実態を踏まえつつ、窓口負担割合の見直しにより必要な受診が抑制されるといった事態が生じないようにすることができる。